

○近畿大学病院長に関する規程

平成30年 6 月 1 日

改正

平成31年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

近畿大学病院長に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、近畿大学病院長（以下「病院長」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(病院長の任務)

第2条 病院長は、病院管理者として部門の長等の任命、組織の設置・改廃、人員の配置及び予算の策定を執り行うなど、病院の業務を統括する。

2 病院長は、病院で行われる診療、教育及び研究について、その実施を許可し、実施状況について報告を求め、又は必要に応じて是正若しくは停止を命ずることができる。

3 病院長は、実務者会議、診療部長会議、管理者会議その他の病院の管理・運営に関する重要事項を審議するための会議を開催する。

(選考の時期)

第3条 病院長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 病院長の任期が満了するとき。

(2) 病院長が辞任するとき。

(3) 病院長が欠けたとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合は当該任期が満了する1カ月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに、病院長の選考を行うものとする。

(病院長の資質・能力)

第4条 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 医師免許を有している者

(2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

(3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

(4) 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

2 理事長は、前項に定める要件の具体的内容を、病院長選考基準（以下「選考基準」という。）において予め定め公表する。

(選考会議の設置)

第5条 理事長は、病院長の選考に当たり近畿大学病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

2 理事長は、選考会議を設置したときは、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表するものとする。

3 理事長は、選考会議に対し、選考基準案の策定及び病院長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。なお、候補者の推薦は、原則として複数名をもって行うものとする。

4 前各項に定めるほか、選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(病院長の選考)

第6条 理事長は、選考会議から推薦のあった候補者に対し、面接を行い、病院長を選考し決定する。

2 理事長は、次期病院長を決定したときは、氏名、選考理由及び選考過程を公表する。

(任期)

第7条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号の事由により、病院長の選考が行われた場合は、当該病院長の任期を前任者の残任期間とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、病院長の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。